

4月から建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用されています！

「時間外労働の上限規制」とは、残業の時間に上限を設け、過度の残業をなくし、働く方の健康を確保するためのものです。

- 詳細は[こちら](#) ▶ [厚生労働省特設サイト「はたらきかたススメ」](#)（外部リンク）
- 問い合せ先 橋本労働基準監督署 TEL 0736-32-1190



働き方改革に関する助成金をご活用ください

2024年4月1日から建設業、運送業、病院等、砂糖製造業に、時間外労働の上限規制が適用されています。「働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)」は、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さんを支援するものです。ぜひご活用ください。

- 詳細は[こちら](#) ▶ [厚生労働省 働き方改革推進支援助成金\(業種別課題対応コース\)](#)（外部リンク）
- 問い合せ先 和歌山労働局雇用環境・均等室 TEL 073-488-1170